

住 安 第 3117 号－ 3  
令 和 3 年 2 月 1 日

公益社団法人静岡県建築士会長 様  
一般社団法人静岡県建築士事務所協会長 様  
一般社団法人静岡県設備設計協会長 様  
一般社団法人静岡県浄化槽協会理事長 様  
一般社団法人静岡県管工事工業協会長 様

静岡県くらし・環境部建築住宅局  
建築安全推進課建築確認検査室長

静岡県内の戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の  
算定における基準となる値の取り扱いについて

日頃、静岡県の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の算定は「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000) 表 2-I 住宅」によることとされており、算定における基準となる値については、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとあります。

このことについて、今般、令和 2 年度春期静岡県建築行政連絡会議において検討した結果、静岡県内においては下記のとおり取り扱うことで合意しましたので通知します。

つきましては、貴会会員各位に対する周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 静岡県内の戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の算定においては、JIS A 3302-2000 表 2-I 住宅における値「130」を「145」として運用する。

静岡県内における運用（JIS A 3302-2000 表）

類似 用途別 番号	建築用途			処理対象人員		
				算定式	算定単位	
2	住宅 施設 関係	イ	住宅	$A \leq 145$ の場合	$n=5$	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )
				$145 < A$ の場合	$n=7$	

※ 145 m<sup>2</sup>以下の住宅に7人槽を設けることを妨げるものではない。実情に応じ、適切な規模の浄化槽を選定すること。

- 2 令和3年4月1日以降に工事着手するものに適用する。
- 3 既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定においても適用する。
- 4 この通知の際、既に確認済証の交付を受けたものにこの取り扱いを適用する場合は、能力が低下（人槽減）する変更であるため、軽微変更でなく計画変更が必要。

担当 建築確認検査班  
電話 054-221-3075